

## 岡崎市幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、幼保連携型認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、学校法人が行う認定こども園整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において岡崎市幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金（以下「市費補助金」という。）の交付を行うことに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校法人

私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定される学校法人をいう。

(2) 市費補助事業

市費補助金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）に規定する、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）をいう。

(4) 認定こども園整備事業

平成27年5月21日文部科学大臣裁定「認定こども園施設整備交付金交付要綱」（以下「こども園国交付要綱」という。）及び愛知県の定める「認定こども園施設整備費補助金交付要綱」（以下「こども園県交付要綱」という。）に規定される事業のうち、認定こども園整備に該当し、種類が新設又は修理にあたるものであり、かつ、平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」（以下「保育所等国交付要綱」という。）のうち、施設整備の種類が新設にあたるものをいう。

### (市費補助金の対象及び補助額)

第3条 市費補助金の対象は、認定こども園整備事業に要する費用であって、学校として教育を実施する部分はこども園国交付要綱及びこども園県交付要綱に規定されるもの、児童福祉施設として保育を実施する部分においては、保育所等国交付要綱に規定されるものとする。

2 補助額は、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 教育及び保育実施部分ごとに、別紙補助単価表により、項目ごとに算出した補助基準額の合計により得た額（教育実施部分において、修理に該当する場合を除

く。)

なお、保育実施部分においては、保育所等国交付要綱の8の(1)のアに該当する場合は別紙1-1、同交付要綱の8の(1)のイに該当する場合は別紙1-2における補助単価表を適用するものとする。

- (2) 教育及び保育実施部分ごとに、補助の対象となる経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じて得た額。

ただし、教育実施部分において、修理に該当する場合は、3者以上の見積もりを取得（うち、1者は市等の公的機関の見積もりとし、取得が困難な場合は理由書及びそれに代わる、民間事業者の見積書を添付すること。）し、そのうち最も低い額の見積書を基として、補助の対象となる経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じて得た額。

- (3) 教育及び保育実施部分ごとに第1号により算出した額と第2号により算出した額を比較し、それぞれ少ない方の額（教育実施部分が修理に該当する場合、教育実施部分は第2号により算出した額）に事業年度の進捗率を乗じて得た額の合計を補助額とする。

また、教育及び保育実施部分ごとに、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付の対象除外）

第4条 次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備として適当と認められない費用

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項を、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合であって、事業に要する経費の配分の変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業の内容を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及

び書類を補助金の交付を受けた年度（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも市長が別に指示する期日までに報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、市が定める「認定こども園施設整備に係る契約事務の基準」に基づいて行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

また、締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除くものとする。

(10) 補助事業により整備しようとする施設は、耐震性に充分配慮されたものでなければならない。

(11) 補助事業者が、財産の処分による収入があった場合のほか、本要綱により付されている条件に違反した場合、その他、第12条に該当する場合等は、この補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式第1号

による市費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 事業計画書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、市費補助事業の内容を変更しようとするとき又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号による市費補助金変更等承認申請書に次のうち必要な書類を添え、市長が定める時期までに提出し、承認を受けなければならない。また、この場合に市長は必要に応じて交付決定内容を変更し、又は条件を付することがある。

- (1) 変更収支予算書
- (2) 変更申請額算出内訳書
- (3) 変更事業計画書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助事業者は、市費補助事業が完了（廃止等の承認を受けた場合を含む。）したときは、その市費補助事業完了後30日以内又は翌年度の4月3日のいずれか早い期日までに、様式第3号による市費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 精算額算出内訳書
- (3) 事業実績報告書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事

業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、様式第4号による概算払承認申請書に次に掲げる書類を添えて、その一部を概算払により交付することができる。

- (1) 請負業者から補助事業者への請求書の写し
- (2) その他、市長が必要と認める書類

2 補助金の概算払いによる交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき

(要綱の終期)

第13条 この要綱は令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、その効力を有する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別紙1-1 補助単価表（保育所等国交付要綱の8の11のアに該当する場合）  
 幼保連携型認定こども園において、児童福祉施設として保育を実施する部分

日本体工事費

基準額区分:標準 (単位:円)

内容	補助基準額
定員20人以下	82,912,500
定員21人～30人	86,962,500
定員31人～40人	101,250,000
定員41人～70人	115,200,000
定員71人～100人	149,737,500
定員101人～130人	180,112,500
定員131人～160人	208,575,000
定員161人～190人	236,925,000
定員191人～220人	263,250,000
定員221人～250人	291,600,000
定員251人以上	324,112,500
特殊付帯工事	12,577,500
設計料加算	本体工事費に係る補助基準額(開設準備加算、土地借地加算を除く)の5%
土地借地加算	18,337,500
地域の余裕スペース活用促進加算	2,655,000
開設準備加算	整備後の定員区分における補助基準額に増加定員数を乗じて加算
定員20人以下	42,750
定員21人～30人	32,625
定員31人～40人	27,000
定員41人～70人	22,500
定員71人～100人	18,000
定員101人～130人	15,750
定員131人～160人	14,625
定員161人以上	13,500

口特別保育等の開設準備費加算

内容	補助基準額
一時預かり保育事業のための保育室等を整備する場合	3,000,000

- ※ 1 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※ 2 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して幼保連携型認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※ 3 土地借地加算については、新たに土地を賃借して認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※ 4 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日雇児発第0612004号）を準用して整備すること。
- ※ 5 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊付帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊付帯工事の基準額については、「保育実施部分の基準額＝基準額－教育実施部分の基準額」で算定すること。

別紙1-2 補助単価表（保育所等国交付要綱の8の11のイに該当する場合）  
 幼保連携型認定こども園において、児童福祉施設として保育を実施する部分

日本体工事費		基準額区分:標準	(単位:円)
内容	補助基準額		
定員20人以下	82,800,000		
定員21人~30人	86,850,000		
定員31人~40人	100,800,000		
定員41人~70人	115,350,000		
定員71人~100人	149,700,000		
定員101人~130人	180,150,000		
定員131人~160人	208,500,000		
定員161人~190人	236,850,000		
定員191人~220人	263,100,000		
定員221人~250人	291,600,000		
定員251人以上	324,150,000		
特殊付帯工事	12,465,000		
設計料加算	本体工事費に係る補助基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%		
土地借地加算	18,300,000		
地域の余裕スペース活用促進加算	2,670,000		
開設準備加算	整備後の定員区分における補助基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20人以下	42,000		
定員21人~30人	30,000		
定員31人~40人	25,500		
定員41人~70人	22,500		
定員71人~100人	18,000		
定員101人~130人	13,500		
定員131人~160人	13,500		
定員161人以上	12,000		

ロ特別保育等の開設準備費加算

内容	補助基準額
一時預かり保育事業のための保育室等を整備する場合	3,000,000

- ※ 1 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※ 2 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して幼保連携型認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※ 3 土地借地加算については、新たに土地を賃借して認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※ 4 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日雇児発第0612004号）を準用して整備すること。
- ※ 5 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊付帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊付帯工事の基準額については、「保育実施部分の基準額 = 基準額 - 教育実施部分の基準額」で算定すること。

## 別紙2 補助単価表

幼保連携型認定こども園において、学校としての教育を実施する部分

## 日本体工事費

基準額区分:標準 (単位:円)

内容	補助基準額
定員20人以下	82,800,000
定員21人～30人	86,850,000
定員31人～40人	100,800,000
定員41人～70人	115,350,000
定員71人～100人	149,700,000
定員101人～130人	180,150,000
定員131人～160人	208,500,000
定員161人～190人	236,850,000
定員191人～220人	263,100,000
定員221人～250人	291,600,000
定員251人以上	324,150,000
特殊付帯工事	12,465,000
設計料加算	本体工事費(特殊付帯工事含む)に係る補助基準額の5%

- ※1 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(認可定員)に該当する補助基準額とすること。
- ※2 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊付帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。
- 特殊付帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合  
整備後の教育実施部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を教育実施部分の基準額とすること。
  - 特殊付帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合  
「屋外教育環境整備」は教育実施部分における対象事業であるため、基準額については教育実施部分に計上すること。
  - 特殊付帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合  
次の手順により、基準額の按分を行うこと。
    - 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊付帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。
    - 整備後の教育実施部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊付帯工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。
    - 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊付帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を教育実施部分の基準額とすること。